

2018年12月7日

各位

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが発行する 国内外貨建て公募グリーンボンドの引受けについて

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(取締役社長 荒木 三郎、以下当社)は、このたび、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、MUFG)が、発行するグリーンボンド⁽¹⁾(10年債 120百万米ドル)(以下、本件グリーンボンド)の引受けにおいて、単独主幹事および Green Bond Structuring Agent⁽²⁾を務め、本日、同グリーンボンドの条件が決定されましたことをお知らせします。

本件グリーンボンドは邦銀初の国内発行、かつ本邦初の国内外貨建て公募債となります。

MUFGは、金融機関の使命として、長期的な視点で、お客さまや社会と末永い関係を築き、共に持続的な成長を実現することを経営ビジョンに掲げ、その実現に向けて取り組んでいます。その中で、「地球温暖化・気候変動」への対応を、国連が採択した持続可能な開発目標(SDGs)⁽³⁾などからMUFGが優先的に取り組むべき「環境・社会課題」として特定した7つの課題の一つとして定め、環境負荷を低減して持続可能な環境・社会の実現に貢献する取り組みを進めています。本件グリーンボンドの発行は、資本市場を通じた「地球温暖化・気候変動」への対応により、持続可能な環境・社会の実現に貢献することをめざすMUFGの取り組みの一環です。

本件グリーンボンドにより調達した資金は、MUFGの連結子会社である株式会社三菱UFJ銀行に対する融資を通じて、J-REITが保有するグリーン適格不動産⁽⁴⁾に相応する融資、および赤道原則⁽⁵⁾に則り環境・社会影響レビューを実施し適格性を認定⁽⁶⁾した再生可能エネルギープロジェクト(太陽熱発電、太陽光発電、風力発電)向け融資に充当することが予定されています。

2006年に国連責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)が制定されて以来、世界のESG⁽⁷⁾投資が拡大していることを受けて、資金使途を環境対策事業とするグリーンボンドや社会貢献事業とするソーシャルボンド、両方の特性を有するサステナビリティボンド等の発行は増加傾向にあります。当社は引き続き、企業・経済の成長と社会・環境との両立の観点から、ESGをテーマとした債券の引受けを一層推進するとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(本件グリーンボンドの概要)

債 券 名 : 株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ第 1 回米ドル建無担保社債
(担保提供制限等財務上特約無・指定金融機関等限定) (グリーンボンド)

発行フォーマット : 国内外貨建て公募債

年 限 : 10 年債(2028 年 12 月 18 日償還)

通 貨 : 米ドル建て

発 行 額 : 120 百万米ドル

利 率 : 4.127%/年

払 込 期 日 : 2018 年 12 月 18 日

主 幹 事 : 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

Green Bond Structuring Agent : 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

本件グリーンボンドの適格性については第三者認定機関である Sustainalytics 社よりセカンドパーティ・オピニオンを取得し、国際資本市場協会 (ICMA : International Capital Market Association) が公表する「グリーンボンド原則 (GBP)」及び環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」の基準を満たす発行に該当すること確認しております。

- (1) グリーンボンドとは、債券の発行代わり金の資金使途が、再生可能エネルギーや省エネルギー事業等、地球環境への貢献が期待されるプロジェクトに限定されている債券。
- (2) グリーンボンドのフレームワークの策定およびセカンドパーティ・オピニオン取得の助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行う者。
- (3) 2015 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。
- (4) グリーン適格不動産とは、「LEED 認証におけるゴールド～プラチナ評価物件」「BREEAM 認証における Excellent～Outstanding 評価物件」「CASBEE 不動産認証における A～S ランク評価物件」「DBJ グリーンビルディング認証における 4～5 つ星評価物件」のいずれかを満たすもの。
- (5) 大規模なプロジェクト開発に伴う環境・社会に対するリスクと影響を、資金の貸し手として、または資金調達に関するアドバイザーとして、借り手である顧客と協力して体系的に特定、評価し、管理するための国際的な民間金融機関のガイドライン。
- (6) 適格性の認定には、赤道原則における評価上、カテゴリー-B またはカテゴリー-C に分類されることが必要。
- (7) 環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の英語の頭文字を合わせた言葉。

以上